

議案第2号

芽室町都市計画税条例中一部改正の件

芽室町都市計画税条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和5年5月9日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町都市計画税条例の一部を改正する条例

芽室町都市計画税条例（平成18年条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第14項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第32項から第34項まで」を「第9項、第13項、第15項、第17項、第19項、第24項、第31項から第33項まで、第46項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の芽室町都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第14項の規定の適用については、同項中「、第46項」を削る。

説 明

地方税法等の一部改正に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則</p> <p>1 一略一 (<u>法附則第15条第32項</u>の条例で定める割合)</p> <p>2 <u>法附則第15条第32項</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。 (<u>法附則第15条第33項</u>の条例で定める割合)</p> <p>3 <u>法附則第15条第33項</u>に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>4～13 一略一</p> <p>14 <u>法附則第15条第1項、第9項、第13項、第15項、第17項、第19項、第24項、第31項から第33項まで、第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p> <p>15 一略一</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</u> <u>(経過措置)</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 一略一 (<u>法附則第15条第33項</u>の条例で定める割合)</p> <p>2 <u>法附則第15条第33項</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。 (<u>法附則第15条第34項</u>の条例で定める割合)</p> <p>3 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>4～13 一略一</p> <p>14 <u>法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第32項から第34項まで、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p> <p>15 一略一</p>

改正案	現 行
<p>2 <u>次項に定めるものを除き、この条例による改正後の芽室町都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第14項の規定の適用については、同項中「、第46項」を削る。</u></p>	